

# 東京エレクトロングループ 環境・社会報告書2015

## GRI ガイドライン対照表

1. 戦略および分析		掲載箇所
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者の声明	P4-5
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	P4-9,13,18-22,31-32
2. 組織のプロフィール		掲載箇所
2.1	組織の名称	P3
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス	P3
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	P3
2.4	組織の本社所在地	P3
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	P3
2.6	所有形態の性質および法的形式	P3
2.7	参入市場	P3
2.8	報告組織の規模	P3
2.9	規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更	P3
2.10	報告期間中の受賞歴	P18, 27, 29
3. 報告要素		掲載箇所
3.1	提供する情報の報告期間	P3
3.2	前回の報告書発行日	P3
3.3	報告サイクル	P3
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	P36 (裏表紙)
3.5	報告書の内容を確定するためのプロセス	P6-7
3.6	報告書のバウンダリー	P3
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	P3
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	P2
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	P19, 26-27, 31-32
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)	P19, 25-27
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	P3
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	P34
4. ガバナンス、コミットメントおよび参画		掲載箇所
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造)	P12, アニュアルレポート
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す	P12, アニュアルレポート
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数と性別を明記する	P12, アニュアルレポート
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	P12, アニュアルレポート
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬と組織のパフォーマンスとの関係	P12, アニュアルレポート
4.6	最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	P12, アニュアルレポート
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッションおよびバリューについての声明、行動規範および原則	P8-9, 15, 33
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス	P12, 15
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	P12, 13
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	P12-14, 18, 23, 25
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	P4-5, 15
4.13	企業団体などの団体および/または国内外の提言機関における会員資格	P4-5, 15, 25
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	P7
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	P6-7
4.16	種類ごとおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	P7
4.17	その報告を通じた場合も含めステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸念事項とそれらに対して組織がどのように対応したか	P6-30
5. マネジメントアプローチに関する開示とパフォーマンス指標		掲載箇所
【経 済】		
マネジメント・アプローチ		P12, 15, 33 アニュアルレポート
EC1	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	P32
EC2	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	P22
EC6	主要事業拠点での地元サプライヤーについての方針、業務慣行および支出の割合	P33
【環 境】		
マネジメント・アプローチ		P15, 22-23, 33
EN1	使用原材料の重量または量	P31
EN3	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	P22, 26, 31
EN4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	P22, 26, 31
EN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	P24
EN6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	P24
EN7	間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	P26, 31
EN8	水源からの総取水	P26, 31
EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	P23
EN16	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	P22, 26, 31
EN17	重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガスの総排出量	P22, 26, 31
EN18	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	P22, 24-26, 31
EN20	種類別および重量で表記する NOx、SOx およびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	P31
EN22	種類及び廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	P27, 31
EN23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	P23
EN26	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	P24
EN27	カテゴリ別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	P24
EN28	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	P23
EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	P22, 25, 31
EN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資	P26

【労働慣行と公正な労働条件】		
マネジメント・アプローチ		P15-16,18,33
LA1	性別ごとの雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	P16,32
LA15	性別ごとの育児休暇後の復職および定着率	P32
LA7	地域別および性別ごとの傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	P19
LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	P17
【人権】		
マネジメント・アプローチ		P15-16,21,33
HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤーと児童労働の効果的廃絶に貢献するための対策	P21
HR7	強制労働の事例に関して侵害されるかもしくは著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤーとあらゆる形態の強制労働の防止に貢献するための対策	P21
HR11	人権に関する苦情申し立ての数および、正式な苦情対応システムを通じて対処・解決された苦情の数	P14
【社会】		
マネジメント・アプローチ		P8,14-15,33
SO3	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	P14
SO4	不正行為事例に対応して取られた措置	P14
SO8	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	P14
【製品責任】		
マネジメント・アプローチ		P15,18,20-23,33
PR1	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、並びにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	P18
PR2	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	P18
PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	P24
PR4	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	P22
PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む顧客満足に関する実務慣行	P20

## 国連グローバル・コンパクト対照表

国連グローバル・コンパクト10原則		掲載内容	掲載箇所
人権	原則1： 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CSR目標</li> <li>●企業倫理・コンプライアンス</li> <li>●CSRへの取り組み</li> </ul>	P8-9 P14 P15
	原則2： 企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバル化と多様化に向けた取り組み</li> <li>●サプライチェーン・コミュニケーション</li> <li>●CSR各部方針</li> </ul>	P17 P21 P33
労働	原則3： 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持すべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CSR目標</li> <li>●企業倫理・コンプライアンス</li> <li>●CSRへの取り組み</li> </ul>	P8-9 P14 P15
	原則4： 企業は、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●働きやすい職場</li> <li>●調達における取り組み</li> <li>●CSR各部方針</li> </ul>	P16 P21 P33
	原則5： 企業は、児童労働の実効的な廃止を支持すべきである		
	原則6： 企業は、雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである		
環境	原則7： 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営理念</li> <li>●CSR目標</li> <li>●CSRへの取り組み</li> </ul>	P2 P8-9 P15
	原則8： 企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境における取り組み</li> <li>●社会貢献</li> <li>●CSR各部方針</li> </ul>	P22-27 P28-29 P33
	原則9： 企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである		
腐敗防止	原則10： 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営理念</li> <li>●CSR目標</li> <li>●コーポレート・ガバナンス</li> <li>●CSRへの取り組み</li> <li>●調達における取り組み</li> <li>●CSR各部方針</li> </ul>	P2 P8-9 P12-14 P15 P21 P33